

部活動ガイドライン

(2020年2月制定:2023年5月改訂)

【部活動の目的】

生徒の自主性を重んじる活動を通して、各自の個性を生かしながらも複数人が一つの目標に向かって活動し成果をあげることや、各人が熱中できるものを見つけて取り組むことで個性を伸ばすことに資することを目的とする。

複数の人で構成されることから起こる諸課題も含めて、教科教育等で学んだ成果を活かし、解決していくことで、課題発見・仮説設定・検証・振り返って次に活かす、という過程を学ぶことも目的とする。

*生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。(中学校学習指導要領第1章総則第4の2(13))

【定義等】

部活動顧問は学校長が選任する。

勤務時間内の部活動は顧問の業務とする。

朝練習・昼練習・合宿・予め届け出ていない試合等は、業務外(勤務時間外の部活動)とする。

勤務時間外の部活動は、学校生活部に予め届け出なければならない。

勤務時間外の部活動のうち朝練習・昼練習(始業前・昼休みに生徒が所属部の活動内容を行う場合を朝練習・昼練習とみなす。)については、生徒は顧問に届け出ておくこと。

教員の昼の休憩時間にあたる時間帯(通常授業の日は12:30~12:55)は、生徒の昼食時間の確保という観点からも、校庭等の使用を禁止する。

【部活動顧問の選任基準】

部活動顧問の選任については、専任教諭・特任教諭で当該教員の競技歴・指導歴等を考慮して決定する。

顧問の選任は毎年見直すことにする。原則として継続することもできる。

特定の教員に負担が集中/継続することのないよう、顧問選任については担当期間も考慮する。

【顧問の仕事】

本校の教育方針(本ガイドラインを含む)に沿った生徒集団への適切な指導

学校生活部への年間活動計画の作成と提出

予算の管理

対外試合等への引率・諸手続き

部活動指導員・外部指導者への方針伝達

部活動指導員・外部指導者からの活動報告

※生徒間のトラブル等が起きないように、部活動運営に注意観察を心掛けてください。

【部活動指導員・外部指導者の活用】

部活動顧問に競技の専門性がない等十分に指導できない場合は、外部指導者を公募するので、十分な期間を設けて学校生活部に申し出ること。

休日の引率が必要な場合は、部活動指導員を公募するので、十分な期間を設けて学校生活部に申し出ること。

申し出があった部活動につき、必要性・緊急性等を検討して、部活動指導員または外部指導者の採用の可否を決定する。

※部活動指導員は学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する。

外部指導者は、顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。活動中の事故等に対する責任の所在が不明確であることなどから、外部指導者だけでは、大会等に生徒を引率できない。(平成 29 年施行の改正学校教育法施行規則による)

【公認指導者等、部活動に必要な資格取得について】

部活動によっては顧問が特別な資格を必要とされる場合がある。この場合、資格取得に向けて学校から補助することがある。

【部新設基準】

- 1 3 学年以上にまたがり、かつ、合計15 名以上のメンバーが集まっていること。
- 2 任意の教諭から顧問就任の内諾を得られること。
- 3 安全に活動できる場所を確保できること。
- 4 今後 3 か月間の活動計画を立て、学校の承認を得ること。

以上の条件を全て満たしたのち、同好会としての活動を認める。

活動の実績をみて、部とするか否かを判断する。

【部廃止基準＝廃止の可能性を協議する】

- 1 メンバーが 2 学年以下になった、または、合計15名未満になった場合。
- 2 顧問就任可能な教員がいなくなった場合。
- 3 安全に活動できる場所を確保できなくなった場合。
- 4 活動頻度が著しく少なくなった場合。

以上の条件いずれかにあてはまった場合、改善を求めて 3 か月間猶予した上で、再度廃止を協議する。

【休養日・1日の活動時間・オフシーズンの設置、試合数等の制限】

部活動に関する国のガイドラインに準ずる。

スポーツ庁『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』(2018.3)

文化庁『文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』(2018.12)

【休養日について】

学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

【1 日の活動時間】

1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休養日(学期中の週末を含む)は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

【長期休業中のオフシーズンの設定について】

長期休業中の休業日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

※週当たり 2 日以上 of 休養日の設定とは別に、ある程度長期のオフシーズンを設定する。

※研修日で顧問不在の場合は、活動しない。空いている教員に頼むことは不可とする。

【試合数等の制限】

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

この点に関して、部活動顧問は、試合・練習試合・発表会等の年間予定を予め学校生活部に提出し、相談の上決定すること。

【統廃合について】（現状維持案）

部活動のラインナップは、3年間は今まで通りとする。

3年後に本ガイドラインの部新設基準を満たさないクラブは、4年目に新入生の募集を停止することも含め、統廃合の可能性を協議する。

【本ガイドラインの改訂について】

本ガイドラインは、部活動の実情や社会情勢等をふまえて適宜見直しをする。